



Q 電子申請で労働保険の手続きができると聞きまして、どのような準備が—などがあります。

A 電子申請を行うことができる主な手続きには▽労働保険関係成立届▽労働保険概算保険料申告▽労働保険年度更新申告

必要ですか。また、電子申請を行った場合、電子納付以外の納付方法が選べますか。

電子申請と口座振替利用

作業としては①電子納付書による現金納
証明書の取得②パソコンの環境設定③電子申請データの作成—を行い、電子政府の総合窓口(e-Gov)から申請します。(e-Govの「電子申請システムの利用準備をする」を参照)

電子申請は行政窓口に出向くことなく、会社などから24時間いつでも手続きできます。申請や届け出の用紙も不要です。また、電子申請に手数料はかかりません。

電子申請を行った場合でも、電子納付以外の方法により納付することができます。

納付書による現金納付も可能ですが、口座振替を利用すると、手続きがさらに簡単で望みの金融機関の窓口提出してください。(一部の金融機関では取り扱えません)

来年度の労働保険年度更新の申告にかかる口座振替の依頼は2月25日までです。1度手続きをすれば、翌年度以降も継続して納付することができます。